

お出かけ支援について



【お出かけ支援事業とは】

在宅要介護者の福祉向上と介護者の負担軽減を図るため、介護タクシー、一般タクシーの利用料の一部を町が負担するサービスです。

タクシー利用した際に、利用者証を提示することにより助成を受けることができます。

【対象者となる方】

西川町に住所があり、在宅で生活されている 40 歳以上の方(4/1 時点)で介護認定が要介護 2 以上の方

【利用できるタクシー会社】

利用可能なタクシー会社について指定はありませんが、月山観光タクシー以外をご利用の場合は保健センターへ事前の連絡が必要になります。

※ご連絡無く利用された場合、助成が受けられませんのでご注意ください。

【利用について】

申請を頂いた日からご利用いただけます。

月 4,000 円または月 4 回までの利用を町が負担します。

5 回目以降、または 4,000 円を超えた分は自己負担となります。

※その他ご不明点はお問い合わせください。



＜ 問合せ・申請先 ＞

西川町保健センター

地域包括支援センター係

☎：74-4405(直通)